

2019年10月17日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

株式会社 北陸銀行
取締役頭取 庵 榮伸



申入書への回答について

2019年9月17日付の「申入書」への回答を、以下の内容で行わせていただきます。

記

貴法人からの申入内容	「ほくぎんフリーローン保証委託約款」第5条1項7号の求償権の事前行使条項を検討した結果当該条項は消費者契約法第10条に反し無効であると考えます。そのため、貴社に対し速やかに当該条項を削除するように求めます。
当行回答	1. 本条項は民法460条を加重し、消費者契約法第10条に反する可能性があるため、要請通り当該条項を削除する。 2. 本件により、「刑事上の訴追を受け、成年被後見人、または被保佐人の審判を受けたとき。」による求償権の事前行使は行わないこととなる。 3. 債務不履行が生じた場合など、本条項以外の求償権の事前行使時の取り扱いに変更はない。
実施日(予定)	2019年11月

以上

